別紙

諮問第１２９５号

答　　申

１　審査会の結論

「警視庁における情報開示担当部署の直通電話番号が記載されている文書資料」について不存在を理由として非開示とした決定及び「共用メールアドレス一覧」外１件を一部開示とした決定は、いずれも妥当である。

２　審査請求の内容

（１）審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第５号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「警視庁における情報開示担当部署（開示請求書受付時の情報公開センターや審査請求時の訟務課）の直通電話番号・組織メールアドレスが記載されている文書資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成31年１月11日付けで行った不存在を理由とする非開示決定及び一部開示決定について、審査請求人は「本件開示請求に係る公文書を作成して、開示せよ」との決定を求めるというものである。

（２）審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

処分庁（警視総監）は「情報公開センター及び訟務課には、外部から直接連絡を受けるための電話番号が存在しない」と主張しているが、社会常識的に考えて税金で運用されている行政機関（警視庁の各部署）に直通の電話が設置されていないことなどありえない。一億歩譲って、本当に直通電話が設置されていないとしても、組織メールアドレスは業務上の必要性から設定されているはずである。よって、処分庁は組織メールアドレスを開示すべきである。

以上より、処分庁の主張は、時代遅れの「秘密主義」を貫くバカ警察が情報開示請

求業務に関連する部署の連絡先を公表しないことで、審査請求人の様な開示請求者の情報開示請求手続を遅滞させ妨害しようとする意図が感じられる自分勝手極まりないものであるから、開示請求者は警察の対応の妥当性に係る問題提起を行うために本件審査請求を申し立てることとした。

3　審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

本件開示請求のうち「警視庁における情報開示担当部署（開示請求書受付時の情報公開センターや審査請求時の訟務課）の直通電話番号が記載されている文書資料」については、そもそも情報公開センター及び訟務課には外部からの直通電話を設置していないことから、直通電話番号が記載された公文書は作成しておらず、本件開示請求に係る公文書は存在しない。

また、本件開示請求のうち「組織メールアドレスが記載されている文書資料」については、実施機関では警視庁統合インターネットシステム運用要綱の制定について（平成28年12月20日通達乙（総．情．イ基１）第158号）により、役職又は係などの組織ごとに電子メール機能で利用する「共用メールアドレス」が設定されており、文書課及び訟務課の共用メールアドレスのアカウント名が記載された一覧をそれぞれ本件対象公文書として特定した。

本件対象公文書のうち、文書課及び訟務課の非開示とした「認証ＩＤ」欄における認証ＩＤは、情報セキュリティのため、当該認証ＩＤとパスワードが合致した場合にのみ共用メールの利用が可能となるものであるため、適正に管理されている。認証ＩＤを公にした場合、不正ログインなどによる脅威のほか、犯罪企図者等からメールアカウントを乗っ取られ、警察を騙った犯罪行為を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、及び警察職員による同メールアドレスを利用した通信等の業務が阻害されるなど、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例７条４号及び６号に該当し非開示とした。

また、「共用メールアドレス」欄についても公にすることにより、当該メールアドレス宛てに犯罪企図者等から標的型メール等が送信され、ウイルス感染による通信システム障害等により各種警察活動における緊急事態等への対応ができなくなるなど、犯罪の

予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、及び不特定多数者によるメール送信等により、当該メールアドレスを利用した警察職員による通信等の業務が阻害されるなど、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあるため、条例７条４号及び６号に該当し非開示とした。

したがって、実施機関が行った処分は適正かつ妥当である。

４　審査会の判断

（１）審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年　月　日	審　議　経　過
令和　元年　６月２７日	諮問
令和　元年１０月１１日	実施機関から理由説明書収受
令和　２年　７月１３日	新規概要説明、審議（第１８１回第三部会）

（２）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア　本件請求文書及び対象公文書について

実施機関は、本件開示請求に対して、「直通電話番号が記載されている文書資料」（以下「本件請求文書１」という。）については、情報公開センター及び訟務課に外部から直接連絡を受けるための電話番号を設置していないため、直通電話番号が記載された公文書は作成しておらず、不存在を理由とした非開示決定を行った。

また、「組織メールアドレスが記載されている文書資料」（以下「本件請求文書２」という。）については、警視庁統合インターネットシステム運用要綱の制定について（以下「本通達」という。）に基づき、文書課及び訟務課の共用メールアドレスのアカウント名が記載された一覧をそれぞれ本件対象公文書（以下、文書課分を「本

件対象公文書１」及び訟務課分を「本件対象公文書２」という。）として特定し、それぞれ「認証ＩＤ」及び「共用メールアドレス」欄を条例７条４号及び６号に該当するとして一部開示決定を行った。

イ　警視庁統合インターネットシステム運用要綱の制定について

本通達は、警視庁統合インターネットシステム（以下「本システム」という。）について、実施機関がインターネットに接続し、職務の遂行上必要となる情報の収集、提供又は共有を行うため各所属に共通の基盤を提供することを目的として、情報管理課が設置するサーバ、端末、通信機器及びこれらを接続する電気通信回線並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたものと定めている。

また、本システムの効率的かつ適正な運用を図り、警察業務の特殊性に鑑み、厳格な管理運用体制、情報セキュリティに関する事項、大規模災害・重大テロ等の緊急事態における特例措置等も定めている。

なお、職員が職務上、電子メール機能を利用するため本システムを使用する際には、総括責任者（警視庁総務部長）がその必要性等を吟味した上で、認証ＩＤや役職及び係等に関する共用メールアドレスを付与するものと定めており、その後の電子メールの取扱い等についても情報漏えいやウイルスの感染等防止のため厳格な手続、措置等を定めている。

ウ　条例の定めについて

条例７条４号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例７条６号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ　本件請求文書１の不存在の妥当性について

実施機関は、情報公開センター及び訟務課にはそもそも外部からの直通電話は設

置されていないことから、当然として公文書は作成しておらず、不存在を理由として非開示決定をしたと説明している。

そこで審査会は、警視庁ホームページにおいて、情報公開センター及び訟務課の直通電話番号を検索したが、「警視庁採用センター」や「少年相談ヤング・テレホンコーナー」等の直通電話番号は確認できたものの、本件請求文書１に係る直通電話番号の設置については確認できなかった。また、直接実施機関の代表電話番号（０３－３５８１－４３２１）に架電し交換台を通じて本件情報公開センター及び訟務課の直通電話番号について確認したところ、いずれも直通回線は設置されておらず、交換台から転送される仕組みとなっていることが確認できた。

これらのことから、直通電話番号を設置していないため、直通電話番号が記載された公文書は作成しておらず不存在とする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、不存在を理由とする非開示決定は妥当である。

オ　本件請求文書２に係る本件対象公文書１及び２の非開示妥当性について

審査会が本件対象公文書１及び２の非開示部分について見分したところ、本件開示請求における組織メールアドレスとして、本通達に基づいて付与された文書課及び訟務課の「認証ＩＤ」及び「共用メールアドレス」であることが確認できた。

これら非開示部分について公にした場合、不正ログインによる脅威、警視庁ドメインからのなりすましによる犯罪行為の助長、及びウイルス感染による通信システム障害等の発生により各種警察活動における緊急事態対応が困難になるなど、犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、並びに警察職員による同メールアドレスを利用した通信等の業務が阻害されるなど、警察事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例７条４号及び６号に該当し、非開示とした実施機関の決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これらは審査会の判断を左右するものではない。

よって、「１　審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

久保内　卓亜、木村　光江、徳本　広孝、寳金　敏明